

## 令和 2 年第 3 回美郷町議会臨時会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 7 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶  
議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 4 議案第 3 5 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 6 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君
教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君	生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、泉 美和子君、6番、森元淑雄君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎町長の招集挨拶

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和2年第3回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を頂き、お礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶と

いたします。

はじめに、美郷町新型コロナウイルス感染症対策本部の対応状況についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のための国の緊急経済対策による特別定額給付金事業についてですが、申請書を本日5月7日、全世帯に郵送し、5月8日から申請書受付を開始いたします。給付金の支給については5月12日から開始してまいります。

なお、マイナンバーカードによるオンライン申請については、5月13日から申請を開始いたします。

次に、本日より国の緊急事態宣言及び県の緊急事態措置が延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る各般の支援について、本臨時会に関係予算を計上している事業の概要を説明いたします。

まず、事業継続支援金についてですが、町内各事業者の今後の事業継続を支援するため、令和2年3月から5月までの間に、売上げが前年同月比で20%以上減少している月がある中小企業や個人事業主に対し、1事業者当たり20万円を支給するものです。また、緊急雇用支援金については経済状況を踏まえた雇用環境を改善していくため、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した町民を、6カ月以上の期間で雇用した中小企業や個人事業主に対し、町内企業では雇用1人につき30万円、町外企業では雇用1人につき15万円を支給するものです。

なお、こうした事業者並びに町民の収入状況を鑑み、町の事業継続支援金の支給対象となる事業者並びに令和2年3月から5月までの間に世帯収入が前年同月比で20%以上減少している月が1カ月以上ある町内世帯に属する方に対し、収入減少に対する支援の一環として固定資産税の10分の2を減免する制度創設に向けた条例改正案も提案しております。

また、地域応援商品券、地域応援食事券については落ち込んでいる町内消費状況を踏まえ、町内での消費活動回復のきっかけとするため、県の緊急事態措置解除を見込む前提で、6月上旬に町内取扱店舗で利用可能な商品券を1人につき2,000円、食事券を1人につき1,000円、合わせて3,000円を全町民に給付するものです。

また、子育て世帯応援給付金については、学校休業が長引いたことに伴い子育て世帯の支出が増加していることを踏まえ、国の臨時特別給付金とは別に、町から児童手当受給世帯に対して対象者1人につき1万円を給付するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、町の公共施設等の対応状況についてですが、スポーツクラブが引き続き県の休業要請の対象となっていることから、宿泊交流館ワクアストレーニングルーム及びサンスポーツランド千

畑温泉プールを当面の間休館といたします。また、道の駅美郷並びに美郷屋については5月7日から通常営業を再開し、体育館など社会体育関係施設、歴史民俗資料館など社会教育関係施設、温泉施設等については5月12日より原則通常利用を再開します。

なお、利用に際しては名簿の提出を求めるほか、手洗いや換気、マスク着用など感染症対策を引き続きお願いしてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

早朝総合健診については、国の方針を受けて現在中止しておりますが、緊急事態宣言期間中は引き続き中止することとし、再開については健診実施機関等との調整後にお知らせしてまいります。

学校関係では町内校長との協議のもと、5月7日から通常登校とします。また、認定こども園園児については国から布製マスクが配布されないことから、マスク入手が困難である現状を鑑みて町が寄贈を受ける予定の子供用布マスクを2歳児以上の園児1人につき2枚、また町が備蓄しているフェイスシートを併せて配布してまいります。

また、町主催会議や行事、イベントについてはこれまで密閉、密集、密接の3つの密を回避する観点から、行政協力員会議や水辺クリーンアップ、早朝総合健診などを中止してまいりました。今後もそうした観点を大切にいくため、七滝水の森植樹事業や町消防訓練大会、チャレンジデーなどを中止するとともに、県外から参集、参加の可能性があるラベンダーまつりやべごっこまつり、港区御田小学校並びに文京区千駄木小学校との学校間交流事業などを中止することとし、関係予算の減額を提案しております。

また、来年に延期となった東京2020オリンピックの関係予算や、主催団体の判断による中止イベントの関連予算等についても減額を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

議案第35号 美郷町税条例の一部改正についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した方々の固定資産税の一部を減免する制度創設に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第36号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第2号についてですが、歳入では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の追加、歳出では新型コロナウイルス感染症の影響に対応する事業に係る費用の追加及び町主催事業等の中止等による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第35号 美郷町税条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第35号についてご説明いたします。

改正条文は、議案2ページにございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集1ページをご覧ください。

第69条第1項第4号は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入に相当の減少があった方などの固定資産を特別な事由のあるものとし、その所有者に対して課する固定資産税を減免する規定を追加するものでございます。

議案2ページにお戻りください。

附則において公布の日から施行する旨規定しております。

議案の説明は以上でございますが、減免制度の概要を簡単にご説明いたします。

まず、減免を受けることができる方ですが、令和2年3月から5月までの間、事業収入が前年同月比で20%以上減少している月が1カ月以上ある中小企業や個人事業者の方並びに令和2年3月から5月までの間、世帯収入が前年同月比で20%以上減少している月が1カ月以上ある町内世帯に属する方としてございます。

次に、減免となる額ですが、事業者については事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の10分の2の額を、収入減額世帯に属する方については土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の10分の2の額を減額することとしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第35号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 美郷町税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第36号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第36号についてご説明いたします。

今回の補正は、2億3,906万4,000円を追加し、総額を134億1,467万9,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、新型コロナウイルス対策関連事業費を追加するとともに、新型コロナウイルスの影響で中止等になった事業に係る予算を減額するものでございます。

それでは、歳入から順にご説明いたしますので、10ページ、11ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源の一部として普通交付税を充当するものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、13款1項5目商工使用料大台野広場出店利用料ですが、ラベンダーまつり中止に伴い出店者からの利用料を減額するものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 7目1節社会教育使用料でございますが、学友館において今年度開催予定でありましたバドミントンの歴史展の令和3年度への延期並びに第62回秋田県美術展覧会の中止に伴う第18回仙北地域展の中止による学友館入館料を減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 14款2項1目総務費国庫補助金ですが、国より示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額1億3,067万4,000円を計上するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金ですが、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール

消毒液、除菌用次亜塩素酸水、体温計等の保健衛生用品の購入に要する経費に対する交付金となります。負担割合は国が10分の10で1クラブ当たり50万円、4クラブ分として200万円を計上しております。

同じく、保育対策総合事業費補助金ですが、認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液、除菌用次亜塩素酸水、体温計等の保健衛生用品の購入に要する経費に対する補助金になります。補助率は10分の10で1園当たり48万円、3園分として144万円を計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 4節臨時特別給付金事業費補助金上段の子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯に支給する臨時特別給付金の補助金で、全額補助でございます。

その下の子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金でございますが、国の臨時特別給付金を支給するための事務費に係る補助金で、全額補助でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金ですが、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液、除菌用次亜塩素酸水、トイレ除菌クリーナー等の保健衛生用品等の購入に要する経費に対する補助金となります。補助率は2分の1で、小学校1校当たり25万円、3小学校分として75万円と、中学校分として35万円を計上しております。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 15款1項2目教育費県負担金でございますが、東京2020オリンピックの令和3年度への延期に伴い、タイバドミントンナショナルチームのオリンピック事前キャンプも併せて延期になったことから、そのホストタウン事業経費に係る県負担金を減額するものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、2項3目衛生費県補助金2節環境衛生費補助金の県民参加の森づくり事業費補助金ですが、6月に予定しておりました七滝水の森植樹事業につきまして中止としたことによりまして、この補助金を植樹事業の財源としておりましたので減額するものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 12ページ、13ページをお願いいたします。

上段、16款2項3目生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり中止に伴いラベンダー摘み取りも中止することから、その売払金を減額するものです。

続きまして、17款1項1目ラベンダー育成協力金ですが、ラベンダーまつり中止に伴い減額するものでございます。



○企画財政課長（高橋 穰君） 18款1項基金繰入金でございますが、今回の補正財源として振興基金から9,100万円を繰り入れるものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 20款5項4目1節の雑入ですけれども、美郷町総合防災訓練の支部消防協会からの助成金の減額でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、歳出でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、8節旅費及び18節負担金補助及び交付金の減額でございますが、ことし10月に予定されておりましたが中止となりました在ブラジル秋田県人会創立60周年記念式典に係る議長の費用弁償、議員の行政視察研修に係る職員の随行旅費及び議会行政視察研修に対する補助金を減額するものでございます。

同じく2目議会広報費でございますが、8節及び18節の減額でございますが、議会広報常任委員会の行政視察に係る職員の随行旅費及び補助金を減額するものでございます。

1款は以上でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございますが、8節旅費につきましては先ほどの議長の在ブラジル秋田県人会に係る費用弁償と同様、町長旅費を減額するものでございます。

2款総務費は以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3款2項3目児童福祉施設費10節の消耗品費ですが、歳入でもご説明しましたが、新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液、除菌用次亜塩素酸水、体温計等の保健衛生用品の購入に要する予算として1園当たり48万円、3園分として144万円の補正をお願いするものでございます。

同じく4目子育て支援費10節の消耗品費ですが、先ほどと同様に新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液、除菌用次亜塩素酸水、体温計等の保健衛生用品の購入に要する予算として1クラブ当たり50万円、4クラブ分として200万円の補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 5目3節職員手当等から19節扶助費までは、国と町の新型コロナウイルス感染症緊急対策として児童手当を受給する世帯に支給する給付金及び事務経費でございます。国の臨時特別給付金に係る給付金及び事務経費は、全て国からの交付金となります。

3節職員手当等でございますが、臨時特別給付金支給に係る事務作業の準備期間が短期間のため、時間外勤務での対応が必要となりましたので、補正をお願いするものでございます。

10節需用費上段の消耗品費は通知用紙、トナー等購入する費用でございます。下段の印刷製本費は封筒の印刷費を計上しております。

11節役務費上段の通信運搬費は郵送料でございます。下段の手数料は口座振込手数料で、国分と町分それぞれ30万円ずつを見込んで計上しております。

19節扶助費の上段、子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、国の給付金でございます。下段の美郷町子育て世帯応援給付金でございますが、町独自の給付金でございます。

3款は以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、16ページをご覧ください。

上段、4款1項3目10節食糧費は水辺クリーンアップ事業の中止による事業の際のお茶代分の減額でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 5款1項2目雇用対策費18節緊急雇用支援金についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業した町民を雇用する事業者に対し支援金を交付することにより、速やかに失業した町民の生活の安定を図るため補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案資料集にてご説明いたします。議案資料集3ページをお願いいたします。

上段の緊急雇用支援金でございます。目的と対象者につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。支給要件といたしましては、事業主都合で解雇された町民を6カ月以上の雇用契約を結ぶこととあります。支援額といたしましては、町内企業等が町民を雇用した場合1人当たり30万円、町外企業等が町民を雇用した場合1人当たり15万円を支援いたします。補正をお願いする額につきましては、町内企業へ支給する分として30万円掛ける5人分で150万円、町外企業分として15万円掛ける10人分、合計300万円をお願いするものでございます。

以上で5款の説明を終わります。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、6款1項7目畜産業費はべごっこまつりの中止により事業開催に係る委託料を減額するものでございます。

続きまして、2項1目林業費ですが、七滝水の森植樹事業の中止に伴い関連予算を減額するものでございます。

6款は以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 7款1項1目商工総務費1節報酬及び8節旅費につきましては、ラベンダーまつりにおいて雇用予定の会計年度任用職員の報酬と旅費を、ラベンダーまつり中止により減額するものでございます。

7款1項2目商工振興費10節、11節、12節については、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している消費を商品券、食事券といった地域応援券を給付することにより喚起するため補正をお願いするものです。

内容につきましては、議案資料集にてご説明いたします。3ページをお願いいたします。

中段、地域応援商品券、地域応援食事券給付です。地域応援商品券、食事券の給付対象者は全町民で、給付内容でございますが、2,000円の商品券を2万人分で4,000万円、1,000円の食事券を2万人分で2,000万円、合計6,000万円分を給付いたします。

なお、給付につきましては秋田県緊急事態措置が解除された後、町民の皆さんに速やかに使用いただくよう作業を進めてまいります。

議案書17ページをお願いいたします。

ただいまご説明いたしました地域応援商品券、食事券給付に伴う補正予算についてその内訳をご説明いたします。下段、7款1項2目商工振興費10節需用費印刷製本費ですが、商品券、食事券、PRポスター封筒等の印刷費でございます。11節役務費通信運搬費ですが、商品券、食事券を簡易書留で全世帯に送付するための郵送料でございます。12節委託料換金業務委託料ですが、飲食店から持参された商品券、食事券の換金業務を町内の金融機関等をお願いする委託料でございます。

18ページをお願いいたします。

18節事業継続支援金についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいる事業者に対し、事業の継続を支援するため支援金を交付したく補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案資料集3ページをお願いいたします。

下段、事業継続支援金です。目的といたしましてはただいま申し上げたとおりでございます。対象者は町内の中小企業及び個人事業主となっております。要件といたしましては、今年3月から5月までの間、前年同月と比べ20%以上事業収入が減少した月が1カ月以上あることでございます。支援額として、1事業主当たり20万円、積算として800事業者分として1億6,000万円の補正をお願いするものでございます。

議案書に戻っていただき、19ページをお願いいたします。

3目観光費10節印刷製本費、11節役務費、12節委託料はラベンダーまつり中止に伴う減額でございます。

以上で、7款の説明を終わります。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、9款1項2目非常備消防費ですが、6月及び7月に開催を予定しておりました町及び郡市の消防訓練大会の中止によりまして、団員の費用弁償など費用となる関係予算を減額するものでございます。

その下の5目消防施設費は本年8月に予定しておりました防災訓練に係る予算を減額するものでございます。

以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案20ページ、21ページをお願いします。

10款1項3目教育助成費18節の学校間交流事業補助金ですが、千畑小学校と東京都港区御田小学校との学校間交流と仙南小学校と東京都文京区千駄木小学校との学校間交流につきまして、今年度の交流事業を中止することを決定したことに伴い、60万円を減額補正するものでございます。

同じく、2項2目教育振興費10節消耗品費ですが、歳入でもご説明しましたが、新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液、除菌用次亜塩素酸水、トイレ除菌クリーナー等の保健衛生用品の購入に要する予算として小学校1校当たり50万円、3小学校分として150万円の補正をお願いするものでございます。

同じく3項2目教育振興費10節消耗品費ですが、先ほどと同様に新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液、除菌用次亜塩素酸水、トイレ除菌クリーナー等の保健衛生用品の購入に要する予算として、中学校分70万円の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4項1目社会教育総務費でございますが、バドミントンの歴史展の令和3年度への延期並びに仙北地域展及び秋田県マーチングバンドプレミア交流会の中止に伴い、関連する予算を減額するものでございます。

22、23ページをお開き願います。

5項1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進委員による秋田県大館大会、美郷ラベンダーカップ及び各種スポーツ大会のうち、登山の部の中止並びに東京2020オリンピックの令和3年度への延期に伴い、聖火リレー運営事業及びタイバドミントンナショナルチームのオリンピック事前キャンプ等の事業に係る予算を減額するものでございます。

また、12節委託料でございますが、オリンピックの延期によるホストタウン意識の低下を防ぐとともに今後の機運醸成を図るため、タイ王国ファンクラブプーアンの会報誌の作成並びにタイ王国やタイバドミントンナショナルチーム等との交流PR映像制作に要する経費をお願いするものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 予算の項目、それから内容については何ら異論ありませんけれども、例えば21ページの小学校費、中学校費、またその前にも説明にもありましたけれども、各施設でアルコール消毒液や次亜塩素酸水といった消毒用の薬品を購入予定だと理解しておりますけれども、ものがないという情報がこの前報道されておりましたけれども、その状況についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） ただいまのご質問についてお答えします。

まず、小中学校並びにこども園の消毒用アルコールの備蓄は十分かというご質問ですが、消毒用アルコールにつきましては4月にアルコール消毒液を13缶、町内の企業で構成する協議会から寄贈いただいている状況にあります。当面はこれを各小学校並びに各こども園に配布して有効活用したいと考えております。今後につきましても、今回の補正予算をお願いしておりますので、できるだけいろいろな情報を収集しまして多方面から購入できるような情報に努めて、備蓄に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 16番、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） 19ページの事業継続支援金のことについてお尋ねします。お聞きしたいのは町内の事業者という、ここでいうところの町内という言葉の定義についてお聞きしたいのですが、本店が町外にあって営業所が美郷町内にあるような事業者がまず考えられます。その反対として、本店が美郷町内にあり事業を行っている実態は町外であるという事業者も考えられますけれども、支給要件に定められています町内という所在地のところについてはどのように定義、定められているのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

まず、1つは事業者と中小企業と2つ分かれております。まず、中小企業については町内に本社または事業所があること。それから個人事業主、いわゆる個人事業者であります。町内に事業所を所有していることとなっております。個人事業主が美郷町民であっても、美郷町で一切事業活動しておらず、他町村だけで店舗等持って事業活動している場合は該当しないということでございます。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。8番、細井邦男君。

○8番（細井邦男君） 17ページ、商工費の中の下段、換金業務委託料、地域応援商品券及び食事券の給付でございますけれども、停滞している町内の消費を喚起する上で住民、また各種事業者にとっても大変いいことではないかと思えます。国の特別定額給付金でもそうでしたけれども、これ全ての方に行き渡るべきものという点から、何らかの理由で世帯主の方と離れて暮らしている方、この方にも給付するため何かしら相談があると思えますけれども、それについての対応を伺います。

もう一つ、この商品券の利用の期限はいつまでということを考えていますか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

基本的に、定額給付金と同様に世帯主宛てに簡易書留で郵送をすることにしてございます。したがって、そのようなご相談がありました場合は定額給付金の対応方法によるかと思えますが、柔軟に対処していきたいと考えております。

また、もう1点の期限でございますが、最長6カ月と定められております。したがって、こちらで仮にでございますが、6月上旬、6月10日付で住民の皆さんに発行した場合はそれから6カ月間有効ということになります。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 19ページの先ほどの事業継続支援金のことでございますけれども、これにはいわゆる建築関係が多いと思えますけれども、一人親方は含まれておりますか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いわゆる個人で事業を行っている方、一人親方と言われる方は全て対象になっております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番。

○9番（熊谷良夫君） それで、いわゆる判定方法といいますか、申請方法というのは、具体的なことがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、美郷町事業継続支援金で申請要領というものを策定しておりまして、本日各商工団体等を回りまして、金融機関等回りまして申請者が目に留まりやすいように置いておくものでございます。申請書類の内容としましては、確定申告書、それから確定申告書を作成するに当たってつけていらっしゃる帳簿等でございます。それからあとは本人確認書類、いわゆる免許証等の本人確認書類、それから通帳、口座番号を確認するための通帳ということになっております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。14番、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） 7款の今回の経済支援対策についてお伺いしますけれども、3つの支援対策をしようと判断に至った町内の経済状況の現状をお聞きしたいと思います。具体的には、町内企業あるいは個人事業者がどの程度の販売の落ち込みにあるのか。その点をどう認識しているのかお聞きしたいと思います。

それから、食事券についてでありますけれども、これは譲渡なんかも可能でしょうか。それから食事券というとなかなか高齢者等は使う機会を失ってしまう可能性もあるわけですが、そこら辺の現金化率といいますか、執行率といいますか、その辺はどのように考えておられるものなのかお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、事業者の状況でございますが、4月中、連休前でございますが、私たちのほうで事業者、さまざまな分野の事業者を訪問、または電話等で事情をお聞きしたところでございます。その結果、飲食業につきましては夜間の飲食は5割以上減少している。日中も3割程度減少しているという状況でございます。テイクアウト、それから出前、ケータリングに進出する予定はあるのかという形でお聞きしましたところ、やはり出前については運送するような人手がない。調理はできるが運ぶ人手がないということで、非常に難しいと。それから、夜の飲食に比べて、日中お昼の場合は利益率が低くて、非常に経営上大変であるという回答を飲食業者からは頂いております。また、建築業者からは一部の資材が中国から届かない、国内に在庫があるうちはいいけれども、次第に注文にお応えすることができなくなってくるのではないかという不安もありました。それから、製造業でございますが、自動車関連につきましては既に連休前から従業員を自宅待機させているというところもございます。これにつきましても、中国から自動車の関連部品が届かないと。したがって、東京近郊の車体組立てができないので自動車部品を作っている町内の

企業については、これは部品を作り過ぎてしまうので従業員を自宅待機させざるを得ないということで、これが本格的に5月中から始まるということでございました。また、その他の製造業でございしますが、おおむね現在のところというのは4月中でございしますが、まだ令和元年度の受注残がありそれでしのげているが、今後の5月、6月、7月以降の受注についてははっきり言って不安であるということで、今から資金を金融機関から手当てしていきたいということで、それで4月28日の議会においては利子補給と銀行から無利子で資金を借りられるような施策を提供したものでございます。

しかしながら、飲食店等につきましてはつなぎ資金だけではなく、一層の消費の喚起が必要と、いわゆる町内でお金が循環する施策が必要。ただし、現金ですとそれが町内だけで循環しない可能性もあるので、町内で循環する、させる必要があるということで商品券、食事券という考えになったものでございます。また、事業継続支援金の20万円につきましては、今回のコロナウイルスの影響により事業の継続を断念し廃業されるといった場合、コロナウイルスが克服された後に美郷町内の経済が立ち行かなくなってしまう、そこで雇用されている方も失業者としてあふれ出してしまうということで、事業を継続していただきたいという思いを基に20万円の交付に至ったものであります。また、失業された方も速やかに職に戻っていただき家計を支えるために、雇用の緊急雇用支援金を措置したものでございます。

食事券の譲渡であります。基本的に、食事券の譲渡はこれを禁止させていただきます。ただし、世帯単位でナンバリング、番号を振って渡しておりますので、世帯内においてはどうぞご家族で融通し合って使っていただきたいと捉えております。

執行率でございしますが、これは高ければ高いほど町内経済にとってよいこととございますので、食事券を渡した後も使おうと、使ってくださいということを含めるほか、使える飲食店、町内の飲食店は必ず食事券対応飲食店として私どもに申し込んでいただけるようこちらでも積極的な勧誘をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） さまざまな支援策、非常に勇気づけられるところでありますけれども、第2弾、まだ早計ではありますけれども、第2弾も視野にあるものなのかという点を1つということ。

それから数字のこととありますけれども、臨時定額給付金の折には美郷町の数字が1万9,500人でありました。今回、全町民という表し方で2万人という数字になってありますけれども、この



差異の意味合いをお聞きしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 第2弾についてでございますが、まず一つ今回の給付金で3月、4月、5月のうち1カ月以上の給付ということでございますが、これにつきましてはまずはコロナウイルスによる影響が出始めた3月、4月、5月に影響を受けた方に速やかに給付したいと、速やかに給付したいというところで、この3カ月をターゲットにして決めたものでございます。したがって、今後の動向、コロナウイルスの影響がさらに拡大し、町内の事業者あるいは住民、町民に対して非常に多大な影響を与えた場合は、さらなる対策を考えていきたいと思っていますところではございます。

それから美郷町の先ほど申し上げました数字でございますが、予算を積算するに当たって先ほどの定額給付金より日にちがたってございまして、その数字を特別使うということではなく、まずはおおむねの2万人という数字で予算積算し、計上したものでございますので、どうかご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第36号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時49分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和2年5月7日

美郷町議会議長 澁谷 俊 二

署 名 議 員 泉 美和子

署 名 議 員 森 元 淑 雄